

	制度改正など	答申・提言等	事業・実施状況調査など
平成8年度		21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(答申) (平成8年7月 中央教育審議会)	学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、自らの考えや教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要があると考える。
平成9年度			
平成10年度		今後の地方教育行政の在り方について(答申) (平成10年9月 中央教育審議会)	各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。
平成11年度	●学校評議員制度 (平成12年1月 学校教育法施行規則改正 (同年4月施行))		<調査研究事業> ・学校の教育活動の自己評価等に関する調査研究
平成12年度		教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－ (平成12年12月 教育改革国民会議)	<調査研究事業> ・地域住民の学校運営への参画の在り方に関する調査研究
平成13年度	●自己評価の実施と結果公表の努力義務 ●学校の情報の積極的な提供に関する規定 (平成14年3月 小学校設置基準・ 中学校設置基準の制定(同年4月施行))	<提言> (1)保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていく必要がある。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。 (2)各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる	<調査研究事業> ・地域住民の学校運営への参画の在り方に関する調査研究
平成14年度			<調査研究事業> ・新しいタイプの学校運営の在り方に関する調査研究
平成15年度			<調査研究事業> ・新しいタイプの学校運営の在り方に関する調査研究 <実施状況調査> ・学校評価実施状況(平成14年度間)調査(平成16年1月公表)
平成16年度	●学校運営協議会制度 (平成16年6月 地方教育行政の組織及び 運営に関する法律改正(同年9月施行))		<調査研究事業> ・新しいタイプの学校運営の在り方に関する調査研究 <実施状況調査> ・学校評価実施状況(平成15年度間)調査(平成16年11月公表)
平成17年度	「学校評価システム研究会」 (平成17年8月～平成18年3月)における検討 ↓ 義務教育諸学校における 学校評価ガイドライン(平成18年3月)	経済財政運営と構造改革に関する 基本方針2005(平成17年6月 閣議決定) 新しい時代の義務教育を創造する(答申) (平成17年10月 中央教育審議会)	評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。 このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定する(以下略) <実施状況調査> ・学校評価実施状況(平成16年度間)調査(平成18年1月公表) ○今後、更に学校評価を充実していくためには、学校・地方自治体の参考に資するような大綱的な学校評価のガイドラインを策定するとともに、現在、努力義務とされている自己評価の実施とその公表を、現在の実施状況に配慮しつつ、今後全ての学校において行われるよう義務化することが必要である。 ○また、自己評価の客観性を高め、教育活動の改善が適切に行われるようにするためには、公表された自己評価結果を外部者が評価する方法を基本として、外部評価を充実する必要がある。 (略)国は、評価に関する専門的な助言・支援を行うとともに、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みも含め、評価を充実する方策を検討する必要がある。(以下略)

学校評価の変遷②

	制度改正など	答申・提言等	事業・実施状況調査など
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ●教育基本法改正(平成18年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～(平成19年1月 教育再生会議第一次報告) 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について(答申)(平成19年3月 中央教育審議会) 学校評価の在り方と今後の推進方策について(中間とりまとめ)(平成19年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の第三者評価に関する実践研究 ・第三者評価等に関する調査委嘱研究 ・学校評価ガイドラインに基づく評価実践研究 <実施状況調査> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施状況(平成17年度間)調査(平成19年3月公表)
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」(平成18年7月～平成19年3月)における検討 「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」(平成19年6月～平成20年3月)における検討 ●自己評価の実施と結果公表の義務 ●学校関係者評価の実施と結果公表の努力義務 ●評価結果の設置者への報告義務(平成19年6月 学校教育法改正 10月 同法施行規則改正(ともに同年12月施行)) 学校評価ガイドライン(改訂)(平成20年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の在り方と今後の推進方策について(第一次報告)(平成19年8月) 社会総がかりで教育再生を～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～(平成19年12月 教育再生会議第三次報告) ◇各論 5 現場の自主性を活かすシステムの構築～情報を公開し、現場の切磋琢磨を促し、努力する学校に報いる～(1)学校の情報を公開し、保護者、地域の評価、参加により、学校の質を向上する <ul style="list-style-type: none"> ○学校の情報提供を進める ○学校の第三者評価のガイドラインを作成する 	<ul style="list-style-type: none"> <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の第三者評価の試行 ・第三者評価等に関する調査委嘱研究 ・外部評価の充実・自己評価の改善のための実践研究 <協議会の開催> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価推進事業ブロック別協議会(大阪、札幌、福岡) <実施状況調査> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施状況(平成18年度間)調査(平成20年5月公表)
平成20年度		<ul style="list-style-type: none"> 教育振興基本計画(平成20年7月 閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の第三者評価の推進 ・第三者評価等に関する調査委嘱研究 ・自己評価・学校関係者評価の充実・改善等のための実践研究 <協議会の開催> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価推進事業協議会(東京、岡山、仙台)
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」(平成21年4月～平成22年3月)における検討 学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について(報告)(平成22年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価ガイドラインの策定に向けた実地検証 ・学校の第三者評価等に関する調査研究委託 ・学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究 <協議会の開催> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価推進協議会(東京、京都、神戸) <実施状況調査> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価実施状況(平成20年度間)調査(平成22年6月公表)
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価ガイドライン(平成22年改訂)(平成22年7月) 「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」(平成22年10月～) 「学校評価WG」(平成23年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 3 今後の推進の在り方(国は何をしていくべきか) (2)今後の推進方針 推進目標2 今後の学校運営の必須ツールとして、すべての学校で実効性ある学校関係者評価を実施 ◆学校関係者評価が、学校と地域の人々とのコミュニケーション・ツールとして、かつ、学校運営改善のツールとして実施されるよう裾野を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組 ・学校評価の評価手法等に関する調査研究 <協議会の開催> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価推進協議会(東京、福岡) <調査研究事業> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組 ・学校運営の改善の在り方に関する調査研究 <協議会の開催> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域とともにある学校づくり」推進協議会(札幌、三重、熊本、広島、新潟、横浜(札幌以外予定))
平成23年度		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～(平成23年7月) 	

○国は、学校に対する独立した第三者評価機関(教育水準保障機関(仮称))による厳格な外部評価・監査システムの導入を検討する。

○学校は、学校評議員、保護者、地域住民などによる実効ある外部評価を導入し、その結果を公表する。評価は、閉鎖的・独善的であってはならない。学校評価に当たっては、保護者や児童生徒の意見を反映させる。学校は、外部評価の評価基準を明確にする。